

か議第 113 号

令和5年9月28日

かすみがうら市長 宮嶋 謙 様

かすみがうら市議会

議長 小座野 定信

かすみがうら市特別職報酬等審議会開催に係る申し入れ

特別職である非常勤職員は、地方公共団体の事務等に専ら従事するものではなく、当該非常勤職員が有する特定の知識、経験等を地方公共団体で活用するために、必要に応じて地方公共団体に従事するものとされております。

特別職の報酬及び給料の性格は、一般職の職員の給料が生計費や民間賃金との均衡を考慮して決定され、かつ、昇給制度の適用があるのに対して、特別職の報酬及び給料は、その職務の特殊性に応じ、当該職務に対する一切の給付を含めた対価となるものと思われます。

本市にあっては、かすみがうら市の誕生以来、定期的、総合的な検討・検証過程は行われていないように思われます。県内状況を踏まえると、見直す時期に来ているように思われますので、総合的、大局的な視点で、標記について、ご検討くださいますよう申し入れさせていただきます。



か総務第330号
令和6年12月16日

かすみがうら市議会
議長 小座野 定信 様

かすみがうら市長 宮嶋 謙

かすみがうら市特別職報酬等審議会開催に係る申し入れについて（回答）

令和5年9月28日付 か議第113号の申し入れにより、市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、令和6年9月6日付 か総務諮問第9号で市特別職報酬等審議会に諮問した結果、別添のとおり答申がありましたので写しを送付いたします。



令和6年12月10日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙 様

かすみがうら市特別職報酬等審議会
会 長 菅 澤 庄 治

特別職給与及び議員報酬等の額について（答申）

令和6年9月6日付けか総務諮問第9号をもって諮問のあったこのことについて、別添のとおり答申します。

1 給与及び報酬の額等について

次の額に改定することが適当である。

区分	答申額	現行額	改定額
市長	月額818,000円	月額779,000円	39,000円増
副市長	月額622,000円	月額592,000円	30,000円増
教育長	月額574,000円	月額546,000円	28,000円増
議長	月額385,000円	月額334,000円	51,000円増
副議長	月額328,000円	月額285,000円	43,000円増
議員	月額310,000円	月額269,000円	41,000円増
監査委員	月額40,000円 加給資格を有するものの中から選任された委員 月額35,000円 議会議員の中から選任された委員	日額9,500円 加給資格を有するものの中から選任された委員 日額8,500円 議会議員の中から選任された委員	月額変更
特別職の職員で非常勤のもの	日額7,500円	日額7,500円	据え置き

2 改定時期

かすみがうら市の財政状況や社会的諸情勢等を十分に勘案し、検討することが望ましい。

3 開催経緯

- ・令和5年9月28日 かすみがうら市議会より市長に対し、「かすみがうら市特別職報酬等審議会開催に係る申し入れ」を受領
- ・令和6年9月6日 かすみがうら市長より諮問
- ・令和6年9月26日 第1回かすみがうら市特別職報酬等審議会を開催
- ・令和6年10月29日 第2回かすみがうら市特別職報酬等審議会を開催
- ・令和6年11月25日 第3回かすみがうら市特別職報酬等審議会を開催

4 審議の内容

本審議会は、現在の特別職の給料や議員報酬の額が平成17年3月の合併時から改定が行われなまま約20年余りが経過し、途中審議により一度改定等が行われましたが、合併時の額に戻った経緯があります。

平成17年以降、かすみがうら市を取り巻く環境や社会情勢は大きく変化しています。特に人口減少が進む中、急速なIT化や新たな技術革新の進展、自然災害の激甚化といったまちづくりに大きく影響するような急速な変化が加速しています。

また、市内においてJR神立駅周辺の土地区画整理事業の進展、千代田ショッピングモール内にある市民窓口センター（中央庁舎）への行政機能移転、更には圏央道をはじめとした広域幹線道路の整備によるアクセス向上など、市を取り巻く環境は大きく変化しており、常磐自動車道においては（仮称）千代田PAスマートインターチェンジが新規事業化箇所にて採択されたことを受け、その効果が今後市内に波及することが期待できます。

このような時代だからこそ、将来にわたり持続可能なまちづくりを推進していくための市民の行政に対する要望は多様化・複雑化する中で特別職及び議員活動の果たすべき役割と責任はますます重大なものになってきています。

今回の審議会の開催については、合併後の市を取り巻く環境の変化に伴う状況の変化や消費者物価指数の上昇といった社会情勢の変化を踏まえ特別職の給与や報酬等の額が適正な水準にあるものかということ、かすみがうら市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき市長の諮問より審議を行いました。

○社会情勢等の状況について

近年における消費者物価上昇率について、茨城県による水戸市消費者物価指数から令和2年を基準として換算すると令和5年12月時点で、総合で約6.8%の伸び率とな

っており、茨城県内の地域別最低賃金の年次別推移について比較すると、合併時の平成17年度から比較し、最低賃金額における時間額において302円(46.4%)増となっている。また、市内立地企業業種別従業員数第1位である製造業の現金給与総額について、合併時の平成17年度から比較し、約53.6%の増となっています。

○かすみがうら市の財政状況等について

かすみがうら市の財政状況について、令和2年度度を基準に比較すると令和5年度時点で3.6%の伸びを示しており、令和14年度時点における市税将来予測において比較すると9.1%増となることも推測されます。

茨城県は、首都圏に近く交通インフラが充実するといった企業立地の優位性等により立地件数が全国においてトップクラスとなる。かすみがうら市において今後の(仮称)千代田PAスマートインターチェンジの供用開始は、積極的な企業誘致に取り組むことで、市内産業の活性化と安定した雇用の創出、さらには地域経済の発展といった安定的な税収の確保につなげられます。

○市長、副市長及び給料の現状について

かすみがうら市の特別職の給料水準は、令和6年4月時点において茨城県内44市町村中、市長が38番目、副市長が40番目、教育長が39番目となっています。

○議員報酬等の現状について

かすみがうら市の議員の報酬水準は、令和6年4月時点において茨城県内44市町村中、議長が41番目、副議長が42番目、議員が41番目となっています。

○監査委員報酬の現状及び特別職の職員で非常勤のものの報酬日額について

茨城県内32市における監査委員報酬において、23市において月額を導入しています。また、特別職の職員で非常勤のものの報酬日額については近隣自治体と比較するとかすみがうら市の日額は高い水準であると言えます。

○諮問案件における額改定案について

県内同一人口規模（35,000～50,000人）の自治体を選定し、その中で同一類似団体における上位の自治体規模、近隣自治体における同一類似団体自治体規模、平均値の3案が第1回審議会において事務局から示される。

職名	給料・報酬月額改定案 (増加額)		
	案1	案2	案3
市長	月額 880,000円 (+101千円)	月額 850,000円 (+ 71千円)	月額 820,000円 (+ 41千円)
副市長	月額 700,000円 (+108千円)	月額 680,000円 (+ 88千円)	月額 650,000円 (+ 58千円)
教育長	月額 660,000円 (+114千円)	月額 630,000円 (+ 84千円)	月額 600,000円 (+ 54千円)
市議会議長	月額 460,000円 (+126千円)	月額 410,000円 (+ 76千円)	月額 400,000円 (+ 66千円)
市議会副議長	月額 410,000円 (+125千円)	月額 360,000円 (+ 75千円)	月額 355,000円 (+ 70千円)
市議会議員	月額 390,000円 (+121千円)	月額 340,000円 (+ 71千円)	月額 337,000円 (+ 68千円)
非常勤の特別職	月額 7,500円		
非常勤の特別職 のうち監査委員	月額 40,000円 (知識経験を有するものの中から選任された委員)		
	月額 35,000円 (議会議員の中から選任された委員)		

以上の状況を踏まえた審議を行った。

○審議会において出された意見

- ・県内の他自治体と比較して給料及び報酬について下位にあることは理解できる。
- ・合併時から見直しが実施されていないことは理解できるが、給料及び報酬を上げる際には、市民にとって納得感が得られる額でなければならない。
- ・諮問における改正案については、引き上げる率が大きくなり、納得感が得られることが難しいと考えられる。
- ・かすみがうら市の過去から将来にわたる中長期財政見通し等の資料により市を取り巻く環境変化は理解できる。
- ・合併時から現在にいたるまでの最低賃金の変容もあることから見直しのタイミングである。
- ・審議会開催が久しぶりであることも含め、一度に上げるのではなく定期的に審議会の開催を行い、社会情勢に応じた額に見直しを都度行っていくことが必要である。
- ・特別職や議員へのなり手不足や女性の男女共同参画社会の観点からも、より多く立候補しやすい環境の一つとして給料及び報酬等の額を見直すのは必要であると言える。
- ・企業内においても、兼業や副業といった働き方の多様化が進み、推進されている状況において、本業以外の収入を得る手段が増えている。そのため、金額の見直しは慎重に行う必要がある。
- ・議員活動については、兼業で行っていることなど難しい部分が多くあることは一定の理解はできるが、より市民に議員活動が明確に見える化されることが望ましい。その一端として報酬の見直しは検討の余地があると考えられる。
- ・今後より地域社会の課題解決を実現するためには、議員自身の生活基盤も含め公務に専念できる環境を整えるため見直しも必要である。
- ・公金を使う以上、見直しは慎重に行うことは必要。十分な理解を得られるために、社会情勢に応じて経済的に厳しい最中には見直しを行うなど継続的な検討をすべきである。

5 結果

特別職の給料や議員報酬の額が平成17年3月の合併時から改定が行われなまま約20年余りが経過する中で見直しが行われておりません。

平成17年以降、かすみがうら市を取り巻く環境や社会情勢は大きく変化しています。近隣自治体や類似団体との比較、民間企業の状況、消費者物価指数の動向等に加えて、特別職及び議会議員等の果たす役割と責任は重くなっている中、有為な人材を確保していくことも今後重要な課題であると言えます。

今回の審議会において検討した結果引き上げることは、委員各位の総意であります。

しかし、諮問案件における額改定案のような大幅な改定を行うことは市民感情を考えると十分な納得感を得ることは難しいと考えられます。

本審議会では、関連する各種資料に基づき、広範にわたる意見の交換を行い、この問題についてあらゆる角度から慎重に検討・審議し、更には他市の実態等を考慮し、総合的に考察を行いました。

結果、特別職の給料や議員報酬の額については、改定前の金額に県内同一人口規模と考える35,000人から50,000人規模相当の県内自治体の給料及び報酬の額から比較し最低規模の引上げ率として算出し、監査委員の報酬月額への変更及び特別職の職員で非常勤のもの報酬日額について「1 給与及び報酬の額等について」の内容のとおりと考えます。

6 付帯意見

今回の審議過程において、意見・要望等があったことを意見として付します。

- ・市長、副市長及び教育長並びに議会議員として、その役割と責任、地方行政における重要性の増加することを考慮し報酬の額を決定したものであり、地方分権がますます進行する中、市民生活や地域経済の活性化に向けて、それぞれの職務に精励することを大いに期待する。
- ・厳しい財政状況の中、さらなる歳出削減と業務効率の向上に努めることを要望するとともに、給与等の額については、社会情勢の変化を踏まえ、当市の状況および他市の動向を注視し、継続して十分に検討する必要がある。
- ・見直しにおける検討が長期間行われてこなかったことが大幅な改定の要因であるということは事実である。本審議会は、かすみがうら市の特別職や議員のあり方について議論する観点、市の社会・経済状況等の変化を議論するという多角的な観点で市民からの意見を徴する場であると言えることから市として審議会の開催時期、開催方法を検討すること。